

職員給与規程（本部）

（総則）

第1条 職員就業規則第45条に規定する職員の給与の支給については、この規程の定めるところによる。

（給与の種類）

第2条 職員の給与は、本給および諸手当とする。

- 2 諸手当は、役職手当、扶養手当、住宅手当、通勤手当、時間外勤務手当、特別手当とする。
- 3 海外に駐在して勤務させる職員については、海外勤務者給与規程に定める。
- 4 同一月に本条第1項に掲げる給与と第3項に掲げる給与とが発生するときは、それぞれの給与の額は、日割計算により算出するものとする。

（給与の支給方法および支給日）

第3条 職員の給与は、毎月末日を計算の締日とする。

- 2 給与の支払いは、翌月の25日に行うものとする。ただし、支給日が休日の場合は、順次前日に繰り上げるものとする。
- 3 新規採用者の当月の給与は、出勤日から日割計算をもって支給する。
- 4 職員が退職した場合は、その日まで、日割計算をもって給与を支給する。
- 5 職員の給与は、書面による協定で定めた給与から控除すべきものの金額を控除し、その残額を通貨で直接職員に支給する。ただし、本人の希望により、その者に支給すべき金額の全部またはその一部を、その者の預金口座への振り込みによって支払うことができる。

（本給）

第4条 本給の支給額は、勤務成績、能力および業務経歴等を考慮して決定する。

ただし、初任給については第10条を適用するものとする。

- 2 短時間勤務の職員は時間に応じて按分する

（扶養手当）

第5条 扶養手当は、被扶養者のある職員に対して限度額の範囲内で支給する。

- 2 被扶養者とは、所得税法に定める控除対象配偶者および扶養親族をいう。
- 3 扶養手当は、月額とし、以下の表に定める。

- 4 扶養手当は、職員に新たに扶養親族としての要件を備えるに至った者が生じたときは、その事実が生じた日から支給を開始し、職員について被扶養者としての要件を欠くに至った者が生じたときは、その事実が生じた日の翌日から支給を停止する。この場合において、当該事実が生じた月の扶養手当の額は、日割計算により算出した額とする。
- 5 扶養手当の支給を受けようとする者は、所定の様式により受給の申請をしなければならない。
- 6 職員について被扶養者としての要件を欠くに至った者が生じたときは、その職員は、そのつどすみやかに所定の様式によりその旨届出をしなければならない。
- 7 短時間勤務の職員は時間に応じて按分する

(住宅手当)

第6条 住宅手当は、次の各号の一に該当する職員に対して以下の表により定額を支給する。

- 2 住宅手当の支給を受けようとする者は、所定の様式により受給の申請をしなければならない。
- 3 第1項に規定する受給資格の変更があった場合は、速やかに届け出なければならない。
- 4 短時間勤務の職員は時間に応じて按分する

(時間外勤務手当)

第7条 時間外勤務手当は、所属長の命令により勤務時間外または休日に勤務した職員に対して支給する。

- 2 時間外勤務手当の額は、勤務時間外または休日に勤務した全時間に対して、次の算出方法により算出した額とする。

- ① 時間賃金＝（本給＋役職手当）÷月間平均所定労働時間
- ② 時間賃金＝本給÷月間平均所定労働時間
- ③ 月間平均所定労働時間＝（365 日－土日・祝日・年末年始休日）÷12 月×7 時間
割増率は以下のとおりとする。
 - （i） 所定時間外法定時間内労働 1.0
 - （ii） 法定時間外労働 1.25
 - （iii） 深夜労働（午後 10 時より翌日午前 5 時まで） 1.25
 - （iv） 所定休日労働 週 40 時間以内の部分は 1.0、週 40 時間超の部分は 1.25
 - （v） 法定休日労働 1.35
- 3 前項に定める割増率について、（i）、（ii）、（iv）、（v）が深夜労働に該当する場合は、それぞれ（3）の割増率を加算して計算する。
- 4 時間外労働の最小単位は 0.1 時間とし、それ以下の端数は繰り上げるものとする。

（役職手当）

第 8 条 役職手当は、「雇用契約書」に記載された役職により、以下の表に定める月額を支給する。

- 2 月の初日以外の日において、新たに役職手当の支給を受けることになった職員に対して支給するその月の役職手当の額は、日割計算により算出した額とする。
- 3 短時間勤務の職員は時間に応じて按分する

（特別手当）

第 9 条 人事諮問委員会が必要と判断する場合は、職員の一部または全員に特別手当を支給することがある。

- 2 前項の場合の金額と支給日は都度、人事諮問委員会が決定するものとする。

（初任給）

第 10 条 新たに採用された職員の初任給は、学歴、職歴等を勘案して定める。

（昇格・昇給）

第 11 条 職員の昇格および昇給については、「人事処遇に関する規程」並びに「給与改定に

関する細則」の定めにより実施する人事査定結果を考慮し決定する。

(通勤手当)

第12条 通勤手当は、職員が通勤のために有料の交通機関を利用（利用距離1キロメートル以上の場合に限る）とする場合に最短のルートかつ、最も経済的な金額を月額により支給する。

2 月の途中で採用、退職になった者の通勤手当は、日割により支給する。また、月の途中で順路または交通機関の変更による通勤手当の額の変更は、その事実の届出のあった翌月から行う。届け出が遅れた場合には、遡及修正をする。

3 但し、海外赴任が当月になって JEN から本人に開示された場合は日割りとしな

い。

(給与の減額)

第13条 欠勤、遅刻、早退等により職員が勤務しないときは、その勤務しない時間1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して、給与を支給することができる。

(休職者の給与)

第14条 休職を命ぜられた職員に対する休職期間中の給与は、第3条の規定にかかわらず、次の各号のように定める。

① 職員就業規則第14条第1項①号の規定により休職を命ぜられたときは無給とする。

② 職員就業規則第14条第1項②号の規定により休職を命ぜられたときは無給とする。

③ 職員就業規則第14条第1項③号の規定により休職を命ぜられたときは、そのつど理事会が別に定める割合を支給する（次項に該当する場合を除く）。

2 職員が命により他の機関に派遣され、当該機関より給与を受ける場合には、当該職員の給与は支給しない。

3 休職中の期間は、勤続勤務年数に加算しない。

(休暇に対する取り扱い)

第15条 有給休暇、夏期休暇、特別休暇、または職員就業規則第42条の欠勤日は、給与計算上出勤したものとみなす。

2 職員就業規則（本部）第32条 産前産後の休業、第33条 母性健康管理のための休暇等、第34条 生理休暇、第35条 育児時間、第36条 子の看護休暇・育児休業、第37条 介護休暇・介護休業、第26条第3項 代休、第44条 公民権行使の時間は無給とする。

(新規採用者)

第16条 月の初日以外の日において、新たに職員となった者、復職した者および本給の額に変更があった者に支給するその月の給与の額は、日割計算により算出した額とする。

(退職者等)

第17条 職員が休職を命ぜられたとき、退職したとき、または解雇されたときに支給するその月の給与の額は、日割計算により算出した額とする。ただし、死亡したときまたは職員就業規則第17条第1項①号から④号の規定により解雇されたときは、その月分の全額を支給する。

(日割計算の方法と端数処理)

第18条 この規程に定める給与の日割計算の方法は、東京本部の年間所定労働日数とその日額を基準に算出する。

第19条 この規程に定めるところによる給与計算において生じた円未満の端数はこれを切り上げるものとする。

附則

平成25年1月1日 施行

平成28年4月1日 一部改訂

(但し第3条給与の支給方法及び支給日に関しては準備が整い次第施行とする)

令和1年10月1日 一部改訂

令和4年11月14日 一部改訂

(職員給与規程別表1)

職員本給表

号	等級								
	P1	P2	P3	P4	P5	D1	D2	ASG	SG
	号差								
	1,300	1,490	800	1,000	1,250	1,500	1,780	2,100	2,420
	初号値	初号値	初号値	初号値	初号値	初号値	初号値	初号値	初号値
1	165,880	178,900	193,800	201,800	216,800	235,600	280,600	334,000	397,000
2	167,180	180,390	194,600	202,800	218,050	237,100	282,380	336,100	399,420
3	168,480	181,880	195,400	203,800	219,300	238,600	284,160	338,200	401,840
4	169,780	183,370	196,200	204,800	220,550	240,100	285,940	340,300	404,260
5	171,080	184,860	197,000	205,800	221,800	241,600	287,720	342,400	406,680
6	172,380	186,350	197,800	206,800	223,050	243,100	289,500	344,500	409,100
7	173,680	187,840	198,600	207,800	224,300	244,600	291,280	346,600	411,520
8	174,980	189,330	199,400	208,800	225,550	246,100	293,060	348,700	413,940
9	176,280	190,820	200,200	209,800	226,800	247,600	294,840	350,800	416,360
10	177,580	192,310	201,000	210,800	228,050	249,100	296,620	352,900	418,780
11	178,880	193,800	201,800	211,800	229,300	250,600	298,400	355,000	421,200
12			202,600	212,800	230,550	252,100	300,180	357,100	423,620
13			203,400	213,800	231,800	253,600	301,960	359,200	426,040
14			204,200	214,800	233,050	255,100	303,740	361,300	428,460
15			205,000	215,800	234,300	256,600	305,520	363,400	430,880
16			205,800	216,800	235,550	258,100	307,300	365,500	433,300
17			206,600	217,800	236,800	259,600	309,080	367,600	435,720
18			207,400	218,800	238,050	261,100	310,860	369,700	438,140
19			208,200	219,800	239,300	262,600	312,640	371,800	440,560
20			209,000	220,800	240,550	264,100	314,420	373,900	442,980
21			209,800	221,800	241,800	265,600	316,200	376,000	445,400
22			210,600	222,800	243,050	267,100	317,980	378,100	
23			211,400	223,800	244,300	268,600	319,760	380,200	
24			212,200	224,800	245,550	270,100	321,540	382,300	
25			213,000	225,800	246,800	271,600	323,320	384,400	
26			213,800	226,800	248,050	273,100	325,100	386,500	
27			214,600	227,800	249,300	274,600	326,880	388,600	
28			215,400	228,800	250,550	276,100	328,660	390,700	
29			216,200	229,800	251,800	277,600	330,440	392,800	
30			217,000	230,800	253,050	279,100	332,220	394,900	
31			217,800	231,800	254,300	280,600	334,000	397,000	
32			218,600	232,800					
33			219,400	233,800					
34			220,200	234,800					
35			221,000	235,800					
36			221,800	236,800					
37			222,600	237,800					
38			223,400	238,800					
39			224,200	239,800					
40			225,000	240,800					
41			225,800	241,800					
42									
43									

特定非営利活動法人 J E N 役員報酬規程

(総則)

第一条 この規程は特定非営利活動法人 J E N（以下、「当法人」という）の定款第 20 条第 3 項に基づき、役員に対する報酬の支給に関して、基本事項を定める。

(報酬)

第二条 1. 当法人の役員には、定款第 20 条第 1 項に基づき、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で、理事会の議決を経て、報酬を支払うことができる。

2. 前項の規定にかかわらず、当分の間、役員に対する報酬の支給は行わないものとする。

3. 役員に報酬を支給する場合においても、諸般の事情を総合勘案して、過大な支給にならないように留意しなければならない。

(適用除外)

第三条 本規定は、常勤の役員には適用しない。

常勤の役員については、別に定める。

(改廃)

第四条 この規程の改廃は理事会の決議を経て行う。

(附則)

2013 年 9 月 19 日 施行

2016 年 6 月 30 日 一部改訂

2017 年 3 月 16 日 一部改訂

特定非営利活動促進法第 54 条第 2 項第 3 号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人ジェン	事業年度	令和 6 年 1 月 1 日 ～令和 6 年 12 月 31 日
-----	--------------	------	-------------------------------------

- 1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の詳細その他の資金に関する事項]
※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第 54 条第 2 項第 3 号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動

(1) 収益の源泉別の明細

収 益 源 泉 の 内 訳	金 額
正会員費	240,000 円
賛助会員費	155,000 円
受取寄付金	47,310,455 円
受取民間助成金	205,672,522 円
受取国庫補助金	126,278,461 円
受取国際機関補助金	31,234,165 円
物品販売等	196,702 円
受取利息	18,492 円
為替差益	20,685,633 円
雑収入	1 円
過年度損益修正益	6,203,869 円
	円
	円
	円
合 計	437,995,300 円

(2) 借入金の明細

借 入 先	金 額
なし	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

(3) その他

なし

2 取引の内容に関する事項 [③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取 引 内 容 等
		159,495,070 円	アフガニスタン、トルコ人道支援助成金
		70,514,423 円	パキスタン人道支援助成金
		21,108,076 円	アフガニスタン人道支援委託金
		20,050,000 円	寄附金、会費
		14,453,067 円	アフガニスタン人道支援委託金

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取 引 内 容 等
		58,444,059 円	衛生用品、食糧品等
		34,469,028 円	トルコ支援 事業費
		32,249,831 円	トルコ支援 事業費
		11,234,251 円	食糧品等
		10,829,668 円	給水施設建設費

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引
イ 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

[illegible]

ロ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

[illegible]

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

[illegible]

3 寄附者に関する事項 [④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20 万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

氏名	寄附金額	受領年月日
なし	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

4 役員等に対する報酬又は給与の状況〔⑤イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(ロを除く。)、ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額〕

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者^(注1)(以下「役員等」という。)に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

(注1)「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(ロを除く。)

氏 名	職 名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の 区 分	支 給 期 間 等	支 給 金 額
			給与	令和6年1月1日 ～令和6年12月 31日	7,514,800 円
		社員	給与	令和6年1月1日 ～令和6年12月 31日	
		寄附者	給与	令和6年1月1日 ～令和6年12月 31日	

(注2) 注1の①～④の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

集 計 期 間	2024 年 1 月 1 日 ～ 2024 年 12 月 31 日
給 与 を 得 た 職 員 の 総 数	左 記 の 職 員 に 対 す る 給 与 総 額
55 人	60,105,375 円

5 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出先の名称等	住所等	支出年月日	支出金額	寄附の目的等
なし			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
		合 計	円	

6 海外への送金等に関する事項 [⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日]

実施日	使 途	金 額
6. 1. 25	PROJECT FEE in AFGHANISTAN	4,841,591 円
6. 2. 14	PROJECT FEE in AFGHANISTAN	1,780,928 円
6. 2. 22	PROJECT FEE in AFGHANISTAN	5,749,727 円
6. 3. 1	PROJECT FEE in PAKISTAN	1,264,323 円
6. 3. 1	PROJECT FEE in TURKEY	17,954,656 円
6. 3. 25	PROJECT FEE in AFGHANISTAN	34,233,646 円
6. 3. 25	CONSULTANCY SERVICE FEE in TURKEY	75,365 円
6. 4. 25	PROJECT FEE in AFGHANISTAN	26,899,843 円
6. 4. 25	PROJECT FEE in PAKISTAN	7,325,616 円
6. 4. 25	CONSULTANCY SERVICE FEE in TURKEY	75,700 円
6. 5. 24	PROJECT FEE in AFGHANISTAN	3,895,381 円

6. 5. 28	CONSULTANCY SERVICE FEE in TURKEY	78,460 円
6. 5. 28	PROJECT FEE in AFGHANISTAN	1,162,212 円
6. 5. 29	PROJECT FEE in AFGHANISTAN	1,118,055 円
6. 6. 25	PROJECT FEE in AFGHANISTAN	31,567,098 円
6. 7. 12	PROJECT FEE in TURKEY	25,906,912 円
6. 7. 25	PROJECT FEE in AFGHANISTAN	9,384,631 円
6. 8. 8	PROJECT FEE in TURKEY	13,022,523 円
6. 8. 8	CONSULTANCY SERVICE FEE in TURKEY	152,460 円
6. 8. 23	PROJECT FEE in AFGHANISTAN	13,087,318 円
6. 8. 23	CONSULTANCY SERVICE FEE in TURKEY	304,920 円
6. 8. 23	PROJECT FEE in AFGHANISTAN	2,305,346 円
6. 8. 23	CONSULTANCY SERVICE FEE in TURKEY	76,230 円
6. 8. 23	PROJECT FEE in PAKISTAN	1,369,548 円
6. 9. 25	PROJECT FEE in AFGHANISTAN	759,223 円
6. 9. 25	PROJECT FEE in PAKISTAN	265,873 円
6. 10. 25	CONSULTANCY SERVICE FEE in TURKEY	443,456 円
6. 10. 25	PROJECT FEE in AFGHANISTAN	447,740 円
6. 11. 14	PROJECT FEE in TURKEY	3,491,849 円
6. 11. 14	PROJECT FEE in PAKISTAN	824,639 円
6. 11. 22	PROJECT FEE in AFGHANISTAN	2,099,934 円
6. 11. 25	PROJECT FEE in PAKISTAN	17,851,057 円
6. 12. 16	PROJECT FEE in PAKISTAN	24,667,404 円
6. 12. 16	PROJECT FEE in AFGHANISTAN	7,665,520 円
6. 12. 16	CONSULTANCY SERVICE FEE in TURKEY	301,620 円
6. 12. 16	PROJECT FEE in AFGHANISTAN	520,445 円
6. 12. 16	CONSULTANCY SERVICE FEE in TURKEY	150,810 円
6. 12. 20	PROJECT FEE in TURKEY	26,528,082 円
		円
		円
.	.	円

認定基準等チェック表（第3表）

（初葉）

法人名	特定非営利活動法人ジェン					チェック欄	
3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること イ 役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること （1）役員及びその親族等 （2）特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等 ロ 各社員の表決権が平等であること ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと						✓	
イ							
項 目		役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)	
区 分		①	②	③	④	⑤	
①	6年1月1日～6年12月31日	9人	0人	0%	0人	0%	
②	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%	
③	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%	
④	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%	
⑤	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%	
⑥	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%	
⑦	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%	
申 請 時		人	人	%	人	%	
（注1） 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。 （注2） ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。							
ロ							
各社員の表決権が平等である		①	②	③	④	⑤	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等		はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ

（注意事項）

- ・ 認定基準等チェック表（第3表）は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

第3表（次葉）

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ

㉑ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」（第3表）記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑～㉔」の各欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉔」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉔」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉔」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉔」）を示したものです。	

記載要領の補足

○ ニにおいて、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

独立監査人の監査報告書

2025年3月10日

特定非営利活動法人ジェン

代表理事 桑原 香苗 殿

公認会計士

監査意見

私は、特定非営利活動法人ジェンの2024年度(2024年1月1日から2024年12月31日まで)の財務諸表等、すなわち、活動計算書、貸借対照表並びに財産目録について監査を行った。

私は、上記の財務諸表等が、すべての重要な点において、財務諸表の注記に記載された会計の基準に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「財務諸表等の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、特定非営利活動法人ジェンから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項―財務諸表等作成の基礎

財務諸表の注記に記載されているとおり、財務諸表等は、所轄庁へ提出するために、「NPO法人会計基準」の規定に従い作成されており、したがって、それ以外の目的には適合しないことがある。当該事項は、私の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表等を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表等及びその監査報告書以外の情報である。私は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表等に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、財務諸表の注記に記載された会計の基準に準拠して財務諸表等を作成し、また、財務諸表等の作成に当たり適用される会計の基準が状況に照らして受入可能なものであるかどうかについて判断することにある。理事者の責任には、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表等を作成するに当たり、理事者は、継続組織の前提に基づき財務諸表等を作成することが適切であるかどうかを評価し、継続組織に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事者の業務執行の状況を監視することにある。

財務諸表等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続組織を前提として財務諸表等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続組織の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続組織の前提に関する注記がなされている場合は、監査報告書において財務諸表等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表等の注記事項が適切でない場合は、財務諸表等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、特定非営利活動法人ジェンは継続組織として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表等の表示及び注記事項が、財務諸表の注記に記載されているとおり、「NPO法人会計基準」の規定に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

特定非営利活動法人ジェンと私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

役 員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人 JEN(ジェン)	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役 員 数		9人	人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人	人

役 員 の 内 訳											
氏 名	住 所	職名	続柄等	就 任 等 の 状 況							
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時	就任・退任 年月日
木山 啓子		理事		○							H12. 4. 3 就任
川北 秀人		理事		○							H30. 7. 3 就任 R6. 4. 3 退任
桑原 香苗		理事		○							R4. 4. 4 就任
今井 悠介		理事		○							R4. 4. 4 就任
齋藤 高市		理事		○							R4. 4. 4 就任
伊藤えり(石川えり)		理事		○							R6. 4. 4 就任
山ノ川実夏		理事		○							R6. 4. 4 就任
茅野俊幸		理事		○							R6. 4. 4 就任
植田 史恵		監事		○							H31. 3. 1 就任
芝池 俊輝		監事		○							H31. 4. 6 就任

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人ジェン		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
入金／出金／振替伝票	単票	随時	10年
総勘定元帳	会計ソフト（PCA 使用） ルーズリーフ	随時	10年
仕訳日記帳	会計ソフト（PCA 使用） ルーズリーフ	随時	10年
給与台帳	給与ソフト（弥生）使用 ルーズリーフ	月1回	10年
固定資産台帳	エクセル使用 データ保管	年1回	10年

（記載要領）

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「随時」、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表（第4表）

（初葉）

法人名	特定非営利活動法人ジェン						チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること							✓
イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと							
ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと							
ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること							
ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること							
イ							
項 目	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
ロ							
項 目	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

（注意事項）

- ・ 「認定基準等チェック表（第4表）」は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表（次葉）」（ハ及びニ）の記載及び添付の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

ハ

項 目		実績判定期間
事業費の総額	①	円
特定非営利活動に係る事業費の額	②	円
特定非営利活動の割合 (②÷①)	③	%

注・「ハ」について、事業費以外の指標により計算を行う場合には、使用した指標及び単位を記載してください。

使用した指標	単位

・算出方法を具体的に示す資料を添付してください。

二

項 目		実績判定期間
受入寄附金総額	①	円
受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額	②	円
受入寄附金の充当割合 (②÷①)	③	%

※ハ、二について、実績判定期間中に「特定資産」等の勘定科目を設定した場合、その旨を明記して下さい。

勘定科目	金額
	円

(注意事項)

- ・「認定基準等チェック表（第4表 次葉）」（ハ及び二）は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- ・「ハ及び二」の③については、小数点以下第3位を切り捨てた数値を記載してください。

認定基準等チェック表（第 5 表）

法人名	特定非営利活動法人ジェン		チェック欄				
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること			✓				
イ 特定非営利活動促進法第 28 条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの） ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績を記載した書類							
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 ※閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。			<table border="1"> <tr> <td>同</td> <td>意</td> </tr> <tr> <td>☐</td> <td>☐</td> </tr> </table>	同	意	☐	☐
同	意						
☐	☐						
イ	① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち 10 人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し） ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの						
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類						
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類						
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程						
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位 5 者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が 20 万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（b に係る部分を除く。） b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日						
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し						

（注意事項）

- ・ 認定基準等チェック表第 5 表は、法第 55 条第 1 項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表（第6、7、8表）

法人名	特定非営利活動法人ジェン
-----	--------------

認定基準等チェック表（第6表）

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること						チェック欄
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無						
①	②	③	④	⑤	⑥	
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	

認定基準等チェック表（第7表）

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと							チェック欄
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無							✓
①	②	③	④	⑤	⑥	申請時	
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	
注・認定基準等チェック表（第7表）は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。							

認定基準等チェック表（第8表）

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること				チェック欄
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日	

（注意事項）

- ・ 法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に当たっては、認定基準等チェック表（第6表及び第8表）は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表（第6表及び第8表）の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人ジェン	チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。		✓
1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等^(注1)若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 二 暴力団の構成員等^(注2) 2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります）。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		
1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ ☐
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ ☐
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ ☐
二	暴力団の構成員等の有無	有・ ☐
2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・ ☐
3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ ☐
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ ☐
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、 <u>上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること</u> (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	
5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ ☐
6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・ ☐
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ ☐